

意見書案第 10 号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書

内閣は、今国会に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案を提出しているが、この改正案は、法の目的を「主要食糧の需給と価格の安定から需給の安定を図り、及びこれを通じて価格の安定化を図る」に変更している。価格安定を、目的から実質的に外すものであり、既に政府は価格の市場任せを基本にしてきており、実態にあわせて法律を変えるというものである。

そして需給の安定のための生産調整という記述を削除し、需給に応じた生産を法定化し、米の需給調整のあり方も変更する。

問題は、現行法で生産調整の推進は政府の役割としていたことを、改正案は需要に応じた生産に生産者が主体的に取り組むと明記されたことである。そのうえ、水田における稲以外の生産振興も政府の役割から削除した。来年から実施するとしている水田転作への交付金廃止と一体である。政府による需給調整は放棄され、暴落が怖ければ主体的に減産せよと、農業者に米価安定の全責任を押しつけるものに他ならない。これでは需給の不安定化は必至である。米の需給が安定すれば米価も安定するという議論も、この30年の「需要に応じた生産」の名で生産調整が続いてきたにもかかわらず、米価が長期低落を続け大多数の米農家が赤字を強いられてきたことをみれば破綻は明白である。

さらには、政府備蓄米制度を縮小・解体する。現行法の米の安定供給や備蓄米に関する国の責任を放棄し、生産者や民間業者に責任を押しつける内容である。政府の役割とされてきた米の備蓄制度も見直し、民間備蓄制度を創設するとしている。従来を上回る民間在庫が米価下落の要因にならないか、在庫保有の負担や過剰時の処理がどうなるかなどについて関係者から危惧されている。

近年の猛暑や酷暑、雨不足など、生産が天候によって大きく左右されるもとで、いま必要なのは市場任せから、需給と価格の安定に政府が責任を持つ政策への転換である。備蓄を含めゆとりある需給見通しのもと、大多数の農業者が安心して米を生産し、主食用以外の作物を含めた水田農業に励めるよう価格保障や所得補償を抜本的に整え、消費者に手頃な価格で供給することである。

よって、国及び政府においては、国民の食糧の安定供給に責任を持つために、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長 あて